

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7件 |
| 厚生年金関係 | 7件 |

島根厚生年金 事案604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から46年5月1日まで

昭和45年3月1日付けでA社に臨時職員として採用され、46年3月31日までの期間は同社C支社に、同年4月1日から同年4月30日までの期間は同社D支社に勤務した。

私と同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和45年4月1日から46年5月1日までの期間については、申立人が提出した、B社から交付されたとする申立人の履歴書（A社用紙）の写し及びE社の回答から、申立人は、当該期間において、A社に臨時職員として勤務（昭和45年4月1日から46年3月31日までの期間は同社C支社に、同年4月1日から同年4月30日までの期間は同社D支社にそれぞれ勤務）していたことが確認できる。

また、「臨時職員等社会保険事務処理規程」によると、A社は、昭和38年10月1日から、臨時職員等を厚生年金保険に加入させたことが確認できるところ、E社の回答において申立人と同じ45年3月にA社に臨時職員として採用されたことが確認できる3人の同僚も、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の同僚3人に係る被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における前述の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和45年3月1日から同年4月1日までの期間については、前述の申立人に係る履歴書の写し及びE社の回答から、申立人が当該期間においてA社に臨時職員として勤務（昭和45年3月1日から46年3月31日までの期間において同社C支社に勤務）していたことは確認できるものの、前述の同僚（3人）のうち一人を含む、申立人が採用時期及び雇用形態が同じであったとして名前を挙げた3人の同僚及びE社から聴取しても、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の申立人が名前を挙げた同僚（3人）のうち、E社の回答から、昭和45年3月1日にA社に臨時職員として採用されたことが確認できる一人は、臨時職員として厚生年金保険に初めて加入した際に受け取ったとして所持している厚生年金保険被保険者証において、厚生年金保険の被保険者資格を初めて取得した年月日が同年4月1日と記載されていることが確認できる上、当該被保険者証の記録は、当該同僚に係る前述の被保険者原票の記録及びオンライン記録と合致している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、並びに④のうち、平成14年7月1日から同年11月1日までの期間、15年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、8年8月及び同年9月は24万円、14年7月から同年10月までの期間、15年5月及び同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から同年10月1日まで
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで
③ 平成12年9月1日から同年10月1日まで
④ 平成13年10月1日から15年9月1日まで

平成7年12月から18年10月までの間、A社に勤務した。各申立期間については、私が所持する給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料納付額が相違しているため、各申立期間の標準報酬月額の記録を実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、並びに④のうち、平成14年7月1日から同年11月1日までの期間、15年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、8年8月及び同年9月は24万円、14年7月から同年10月までの期間、15年5月及び同年7月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った厚生年金保険料額を申立人の給与から控除したことを認めているところ、前述の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③、並びに④のうち、平成13年10月1日から14年7月1日までの期間、同年11月1日から15年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額よりも低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社から、育児休業期間中であった平成19年12月7日に賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、当該賞与を支給した当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認め、24年1月31日に当該賞与に係る届出を年金事務所に行っているが、申立期間が年金給付額に反映されない記録となっているので、年金給付額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成19年賃金台帳一覧及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、同年12月7日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成19年9月から20年7月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、前述の賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る当該賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収時効が成立した後の期間である平成24年1月に提出したことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立てに係る標準賞与額について保険給付は行われなことをされているが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から保険料徴収の免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立てに係る厚生年金保険賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであ

ると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳一覧及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、8万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

A社から、育児休業期間中であった平成20年7月11日に賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、当該賞与を支給した当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認め、24年1月31日に当該賞与に係る届出を年金事務所に行っているが、申立期間が年金給付額に反映されない記録となっているので、年金給付額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成20年賃金台帳一覧及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、同年7月11日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成19年12月から20年9月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、前述の賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る当該賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収時効が成立した後の期間である平成24年1月に提出したことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立てに係る標準賞与額について保険給付は行われなかったこととされているが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から保険料徴収の免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなかったことから、たとえ、申立期間当時に申立てに係る厚生年金保険賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであ

ると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳一覧及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、7万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から、育児休業期間中であった平成18年12月8日に賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、当該賞与を支給した当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認め、24年1月31日に当該賞与に係る届出を年金事務所に行っているが、申立期間が年金給付額に反映されない記録となっているので、年金給付額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成18年賃金台帳一覧及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、同年12月8日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成18年10月から19年5月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、前述の賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る当該賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収時効が成立した後の期間である平成24年1月に提出したことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立てに係る標準賞与額について保険給付は行われなかったこととされているが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から保険料徴収の免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなかったことから、たとえ、申立期間当時に申立てに係る厚生年金保険賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであ

ると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳一覧及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、12万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月11日

A社から、育児休業期間中であった平成20年7月11日に賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、当該賞与を支給した当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認め、24年1月31日に当該賞与に係る届出を年金事務所に行っているが、申立期間が年金給付額に反映されない記録となっているので、年金給付額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成20年賃金台帳一覧及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、同年7月11日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成19年12月から20年10月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、前述の賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る当該賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収時効が成立した後の期間である平成24年1月に提出したことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立てに係る標準賞与額について保険給付は行われなことをされているが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から保険料徴収の免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立てに係る厚生年金保険賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであ

ると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳一覧及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、8万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から、育児休業期間中であつた平成18年12月8日に賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、当該賞与を支給した当時、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認め、24年1月31日に当該賞与に係る届出を年金事務所に行っているが、申立期間が年金給付額に反映されない記録となっているので、年金給付額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあつた申立人に係る平成18年賃金台帳一覧及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、同年12月8日に同社から賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成18年11月から19年4月までの期間について、育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、前述の賞与支払届の写しから、事業主は、申立てに係る当該賞与支払届を、厚生年金保険料の徴収時効が成立した後の期間である平成24年1月に提出したことが確認でき、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立てに係る標準賞与額について保険給付は行われなことをされているが、同法第81条の2の規定に基づき事業主から保険料徴収の免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われなことから、たとえ、申立期間当時に申立てに係る厚生年金保険賞与支払届が提出されておらず、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであ

ると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳一覧及び賞与支払届の写しにおいて確認できる賞与額から、3万1,000円とすることが妥当である。